

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年9月17日（木）13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 大型金属処理室における粉じん対策について
 - ✓ 大型金属処理室にて切断作業を行う際の粉じん対策は、以下のとおり切断方法に応じて決める。
 - ・ 溶断又はバンドソー等を用いた切断を行うに当たっては、大型金属処理室内にハウス及び局所排風機を設置することを原則とするが、処理対象物の汚染状況及び作業実績により、明らかに空気中の放射性物質濃度が上昇しないと判断される場合は不要とする。
 - ・ 重機を用いた切断では、押し切りのため粉じんの発生は少ないと考えられることから、ハウス等は設けない。
 - 9月16日付け補正申請の内容について
 - ✓ 減容処理建屋の耐震性評価
 - ✓ 遮へいに関する構造図
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、耐震Cクラス設備の耐震性評価及び遮へいの設置について、他の施設・設備の例も参照しつつ、実施計画への記載の仕方を整理し改めて説明することを求めた。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について
- 減容処理設備の設置に係る実施計画の一部補正について